

首都圏空港道路ネットワーク検討分科会規約

(趣旨)

第1条 本規則は、「千葉県道路協議会」(以下「協議会」という。)規約第3条第7項に基づいて設置する「首都圏空港道路ネットワーク検討分科会」(以下「分科会」という。)の組織、委員、庶務、その他の事項に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 分科会は、成田空港の機能強化の効果を広域的に波及させ、羽田空港との連携強化を図る広域道路ネットワーク(以下、首都圏空港道路ネットワーク)のあり方について、関係機関相互の調整を図りつつ検討し、今後の方針の立案を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 分科会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について所掌するものとする。

- (1) 広域道路ネットワークや周辺地域の交通状況の把握
- (2) 広域道路ネットワークや周辺地域における課題の調査・分析
- (3) 首都圏空港道路ネットワークの必要性・効果の検討
- (4) 協議会への検討状況等の報告
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 分科会は、第2条の目的を達成するために各種関係団体、各行政機関等をもって組織する。

2. 分科会には会長を置き、会長は千葉県県土整備部道路計画課長とする。
3. 会長に事故がある時は、会長があらかじめ指名したものが、その職務を代行する。
4. 分科会の構成は、別表-1のとおりとする。
ただし、必要に応じ会長が指名する者を分科会に参加させることができる。

(事務局)

第5条 分科会の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。

- 2 事務局は、千葉県県土整備部道路計画課に置くものとする。

(規則の改正)

第6条 本規則の変更は、本分科会の議決によらなければならない。

(補足)

第7条 本規則に定めるものの他必要な事項はその都度協議して定める。

(附則)

この規約は令和6年9月3日から施行する。

別表-1

首都圏空港道路ネットワーク検討分科会 名簿

所 属	役 職	備 考
関 東 地 方 整 備 局	道路計画第一課長	
	道路計画第二課長	
	計画調整課長	
	千葉国道事務所長	
	首都国道事務所長	
千 葉 県	県土整備部道路計画課長	会長
千 葉 市	建設局道路部長	
東日本高速道路(株)	関東支社総合企画課長	
	千葉工事事務所長	